

『留学生交流・指導研究』第22号投稿規程

〈投稿資格〉

1. 本誌に投稿できる者は、国立大学留学生指導研究協議会の会員でなければならない。なお、共著者に非会員を含むことはできるが、第一筆者は国立大学留学生指導研究協議会の会員とする。ただし、編集委員会が特に行う原稿執筆依頼は、非会員に対しても行うことができるものとする。また、同一著者による投稿の掲載が連続する場合は、原則連続2回を限度とする。

〈投稿内容、使用言語、投稿種目〉

2. 投稿内容：留学生指導、国際教育交流およびその周辺分野に関するもので、未発表のものに限る。他の学会誌などへの重複投稿はしないこと。ただし、口頭発表、プリント類はその限りではない。
3. 使用言語：日本語または英語。投稿者の原稿の言語が母語と異なる場合、提出原稿はネイティブチェック済みであること。
4. 投稿の種目を以下のとおりとする。投稿者は原稿に種目を明示しなければならない。
 - 1) 研究論文：留学生指導、国際教育交流およびその周辺分野について、過去の知見に加えるべき学術的意義のある独創的な研究成果が明確に述べられているもの。関連する領域における先行研究の内容が十分に把握され、研究課題が明確に設定されており、実証的・論理的に課題への解答が示されていることが必要。
 - 2) 研究ノート：留学生指導、国際教育交流およびその周辺分野について、新たな視点・着想、新規性のある事実の発見、前提的考察、先駆的発想、萌芽的研究課題の提起、古典の見直しなど、将来の優れた研究につながる可能性のある内容を、研究論文としての形式にとらわれずに自由に論を展開することができるもの。
 - 3) 実践報告・調査報告：実践報告においては、留学生指導、国際教育交流の現場における実践の内容が具体的かつ明示的に述べられており、その内容を広く公開して共有することの意義が明確なもの。調査報告においては、留学生指導、国際教育交流分野において、調査の目的が明確であり、調査の方法・分析・解釈が妥当であり、調査の結果に資料的価値が認められるもの。実践報告・調査報告いずれにおいても、単なる内容の報告に留まらず、的確な考察がなされていること。
 - 4) 書評：留学生指導、国際教育交流などに関する書籍の論評。
 - 5) その他：編集委員会が特に依頼したもの。

〈倫理ガイドライン〉

5. 投稿に際しては以下の倫理を守ること。
 - 1) 研究の実施および研究成果の公表について、調査対象者に説明し、同意を得ている。
 - 2) 個人のプライバシーに配慮し、個人情報特定・類推されないことがないよう、細心の注意を払うこと。また、可能な限り、論文公表の同意を得ること。
 - 3) 特定の機関を対象とした研究では、該当機関の長に論文公表についての同意を得ること。
 - 4) 倫理的な配慮を行っていることを本文中に明記すること。

〈原稿〉

6. 書式：A 4横書き、和文43字×30行（英文44行）とし、ファイル形式はPDFファイルとする。カラーの図、表、写真などは、あらかじめグレースケールに変換すること。
7. 分量：編集委員会が特に指定した場合を除き、研究論文、研究ノート、実践・調査報告は15ページ以内（図、表、写真などを含める）、書評は2ページ以内とする。書評は冒頭に、①書名、②著者名、③出版社名、④出版年、⑤頁数、⑥定価、⑦氏名、⑧所属を示す。洋書の場合も和書に準じるが、書名はイタリック体で示すこと。
8. 要旨・キーワード：研究論文、研究ノート、実践報告・調査報告においては、日本語の場合400字程度、英語の場合200語程度の要旨を添付し、5つ以内でキーワードを添付する。
9. 引用・参考文献は項目を別に設け、本文中で言及したものが過不足なく記されていること。一覧を文末にまとめ、和文単行本の場合は：著者名（刊行年）『書名』発行書店名とし、洋書単行本の場合は：Author 姓、名のイニシャル（Publication year）Title イタリック体、Publisher とする。和雑誌の場合は：著者名（刊行年）「表題」『雑誌名』巻数号数、ページの始めと終わりとし、洋雑誌の場合は：Author 姓、名のイニシャル（Publication year）“Title”, Journal title イタリック体, Volume, Number, Pages とする。ウェブサイトからの引用資料の場合は：資料提供機関等（掲載年）「タイトル」URL（閲覧日）とする。

著者名が多数の場合、最初の2名を記し、A・B他もしくはA, B, *et al.* とする。日本語文献と外国語文献とを、それぞれまとめて、日本語文献、外国語文献の順に記載し、日本語文献は第一著者の姓の五十音順に、外国語文献は第一著者の姓のアルファベット順に配列する。日本語訳書を引用した場合は、日本語文献にまとめる。ウェブサイトからの引用資料は、日本語のサイトを日本語文献にまとめ、外国語のサイトを外国語文献にまとめる。

なお、執筆者自身の文献を引用する際に、「拙書」「拙稿」など執筆者が特定される表現を避けること。伏せ字は使用しないこと。

例)

[引用・参考文献]

加賀美常美代・横田雅弘他（2012）『多文化社会の偏見・差別—形成のメカニズムと低減のための教育—』明石書店

高松里（2006）「国際交流学生サークル活動への教育的サポート：九州大学国際親善会の活動と会への支援」『九州大学留学生センター紀要』第15巻、pp.67-74

日本語教育振興協会（2006）「日本語教育機関の概況」<http://www.nisshinkyō.org/j147.pdf>（2016年12月20日閲覧）

ホール・エドワード（日高敏隆・佐藤信行訳）（1970）『かくれた次元』みすず書房（Hall, E. (1966) *The Hidden Dimension*, Anchor Books)

Piller I（2010）*Intercultural Communication: A Critical Introduction*, Edinburgh University Press

Schwartz SJ, Unger JB, *et al.*（2010）“Rethinking the Concept of Acculturation Implications for Theory and Research”, *American Psychologist*, vol. 65, No. 4, pp.237-

Zhou Y, Jindal-Snape D, *et al.* (2008) "Theoretical Models of Culture Shock and Adaptation in International Students in Higher Education", *Students in Higher Education*, vol. 33, No. 1, pp. 63-75

〈投稿の採否〉

10. 投稿原稿掲載の採否は、種目1)～3)については、査読を経て、編集委員会で審議し、種目4)5)については、編集委員会で審議し、決定する。審議の結果、内容、構成、表現等が不適切と判断された場合は、投稿者へ原稿の修正および投稿種目の変更を依頼する場合がある。

〈校正〉

11. 投稿者による校正は初稿までとする。校正においては、内容的な修正は原則として認めない。

〈著作権〉

12. 『留学生交流・指導研究』に掲載された原稿の著作権は、国立大学留学生指導研究協議会に属するものとする。

〈抜刷り〉

13. 抜刷りを希望する投稿者は、完成原稿提出時に編集委員長が指定した方法に従う。抜刷りに要する費用は、投稿者が全額負担する。

〈投稿申込み、原稿締切〉

14. 投稿予定者は毎年7月31日までに表題および投稿種目を明示して、編集委員長あてにe-mailで投稿を申し込むこと。その上で、毎年9月10日までに原稿(PDFファイル)・投稿連絡票・投稿チェックリストを添付し、編集委員長あてにe-mailで送信すること。投稿連絡票および投稿チェックリストは、国立大学留学生指導研究協議会のホームページよりダウンロードして使用する。

なお、PDFファイルのプロパティなどに投稿者の個人情報が残らないよう注意すること。

(国立大学留学生指導研究協議会ホームページ)

<http://coisan.org/>

〈投稿申込み先、原稿送付先〉

e-mail : kaoru@kochi-u.ac.jp

(COISANジャーナル編集委員長 大塚)

『留学生交流・指導研究』編集規程

〈名 称〉

1. 本誌は国立大学法人留学生指導研究協議会(以下「COISAN」と称す)機関誌であり、原則として年一回発行する。

〈掲載記事の種別〉

2. 本誌は留学生指導及び国際教育交流にかかわる研究論文、実践報告・調査報告、書評、その他関連記事を掲載する。

それぞれの内容については以下のとおりとする。

- 1) 研究論文：留学生指導、国際教育交流およびその周辺分野について、過去の知見に加えるべき学術的意義のある独創的な研究成果が明確に述べられているもの。関連する領域における先行研究の内容が十分に把握され、研究課題が明確に設定されており、実証的・論理的に課題への解答が示されていることが必要。
- 2) 研究ノート：留学生指導、国際教育交流およびその周辺分野について、新たな視点・着想、新規性のある事実の発見、前提的考察、先駆的発想、萌芽的研究課題の提起、古典の見直しなど、将来の優れた研究につながる可能性のある内容を、研究論文としての形式にとらわれずに自由に論を展開することができるもの。
- 3) 実践報告・調査報告：実践報告においては、留学生指導、国際教育交流の現場における実践の内容が具体的かつ明示的に述べられており、その内容を広く公開して共有することの意義が明確なもの。調査報告においては、留学生指導、国際教育交流分野において、調査の目的が明確であり、調査の方法・分析・解釈が妥当であり、調査の結果に資料的価値が認められるもの。実践報告・調査報告いずれにおいても、単なる内容の報告に留まらず、的確な考察がなされていること。
- 4) 書評：留学生指導、国際教育交流などに関する書籍の論評。
- 5) その他：編集委員会が特に依頼したもの。

〈採否の決定〉

3. 前条1)～3)項の投稿原稿の掲載の採否は、審査委員会の査読を経て、編集委員会で審議し決定する。4)、5)については、編集委員会で審議し決定する。

〈校 正〉

4. 執筆者による校正は初稿までとする。その場合、内容的な修正は原則的に認めない。

〈抜き刷り〉

5. 抜き刷りを希望する投稿者は完成原稿提出時に編集委員長に依頼する。抜き刷りに要する費用は投稿者が全額負担する。

以上